

議案第26号

墨田区立公園における仮設の施設の占有に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月9日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立公園における仮設の施設の占有に関する条例の一部を改正する
条例

墨田区立公園における仮設の施設の占有に関する条例（平成29年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

本則の表墨田区立竪川第一公園の項を削り、同表墨田区立旧安田庭園の項中「墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例」を「墨田区自転車等の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例」に、「第2条第5号」を「第2条第9号」に改め、同表墨田区立銅像堀公園の項中「自転車を」を「自転車等を」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、本則の表の改正規定（墨田区立竪川第一公園の項を削る改正規定を除く。）は、令和7年1月1日から施行する。

（提案理由）

墨田区立竪川第一公園に設置していた路上生活者等の自立支援のための仮設施設が移転したことに伴い当該施設に係る規定を削るほか、墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部改正により所要の規定整備をする必要がある。